

○神奈川大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱要領

平成20年10月28日

施行

改正 平成22年4月22日

平成27年3月10日

平成30年2月1日規程第1132号

平成30年7月5日

令和4年2月28日

令和5年3月2日規程第1449号

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、神奈川大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理体制を整備するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱要領において「公的研究費」とは、神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程（以下「規程」という。）第2条第4項に規定する公的研究費をいう。

(管理責任体制)

第3条 本学における公的研究費の管理責任体制については、規程第3条の規定を準用する。

(研究者の責務)

第4条 研究者（規程第2条第2項に規定する研究者をいう。）は、神奈川大学研究倫理綱領にのっとり、公的研究費には広く社会的な期待が存在することを常に自覚し、研究目標に沿った経費の支出を行うものとする。

(事務職員の責務)

第5条 事務職員は、神奈川大学研究倫理綱領に準拠して、公的研究費の適正な執行を確保するために専門的能力を発揮し、かつ、公的研究費の経費支出に関する定めを遵守して、効率的な研究遂行に即応した支出の管理を行うものとする。

(公的研究費の管理)

第6条 公的研究費の管理は、事務局長の統括の下で行うものとする。

2 公的研究費に係る決裁手続は、学校法人神奈川大学経理規程第22条及び第23条の規定により行うものとする。

3 公的研究費の管理について特段の定めのないときは、学校法人神奈川大学経理規程、学

校法人神奈川大学固定資産・物品管理規程及び学校法人神奈川大学旅費規程に従って処理するものとする。

(予算の執行管理)

第7条 総合学術研究推進委員会は、公的研究費に係る予算の執行状況を検証し、実態と合致したものとなっているかを確認するとともに、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合においては、研究計画の遂行に問題がないか確認し、必要があるときには、改善策を講じるものとする。

2 総合学術研究推進委員会は、前項に規定する予算の執行状況の検証等を適切に実施するため、公的研究費の支出に関係する部局（以下「公的研究費関係部局」という。）である研究推進部、学長室、財務部、管財部、人事部、総務部及びみなとみらい統括部統括管理課と緊密な連携を取るものとする。

3 公的研究費関係部局は、公的研究費の支出に当たっては、発注段階から伝票その他でその支出源泉の名称を特定するとともに、予算執行の状況を遅滞なく把握するものとする。

4 調達事務担当課は、学校法人神奈川大学調達規程（以下「調達規程」という。）で定めるところにより、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を全取引業者に周知するものとする。

5 不正な取引に関与した取引業者については、調達規程第3条の規定に基づき、取引停止等を行う。

6 公的研究費の発注・検収業務については、調達規程及び第11条第1項の不正防止計画により行うものとする。

(相談等の窓口)

第8条 公的研究費に係る事務処理手続及び公的研究費の使用に関するルールについての相談窓口は、研究推進部に設置する。

2 公的研究費の不正使用に関する通報窓口は、規程第8条第1項に規定する部署に設置する。

(コンプライアンス教育の受講及び誓約書)

第9条 公的研究費の申請、使用及び管理に関わる教職員等は、不正防止対策の一環として、本学が実施するコンプライアンス教育を受講し、次に掲げる事項を含む誓約書を学長に提出することとする。

(1) 公的研究費に係る法令、学内諸規程等を遵守する。

(2) 公的研究費の不正使用を行わない。

- (3) 公的研究費の不正使用を行ったときは、本学及び公的研究費の配分機関による処分を受け、その他法的な責任を負う。

(内部監査室の役割)

第10条 内部監査室は、公的研究費の適正な管理のため、全学的な視点からモニタリングを行うものとする。

- 2 内部監査室は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の管理責任体制の不備の有無等の検証を行うものとする。
- 3 内部監査室は、監事及び会計監査人との十分な連携及び協力の下、業務を行うものとする。
- 4 内部監査室は、総合学術研究推進委員会と連携して、不正使用を発生させる要因に応じた内部監査を実施するものとする。

(不正防止計画推進委員会及び不正防止計画)

第11条 総合学術研究推進委員会は、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握するとともに、具体的な不正防止計画を策定するため、公的研究費の使用に係る不正防止計画推進委員会（以下「不正防止計画推進委員会」という。）を総合学術研究推進委員会規程第14条に基づく小委員会として設置する。

- 2 不正防止計画推進委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 総合学術研究推進委員会委員長が指名する教育職員 2名以上
 - (2) 事務局長が指名する公的研究費関係部局に所属する事務職員 各1名以上
 - (3) 学長が必要と認める者
- 3 不正防止計画推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
 - (2) 不正防止計画の推進に関すること。
 - (3) 不正防止計画のモニタリング等による検証に関すること。
 - (4) 不正発生要因に対する改善策に関すること。
- 4 学長は、第1項の不正防止計画を着実に実施するものとする。

(不正使用に係る調査)

第12条 公的研究費の不正使用に係る調査については、規程の定めるところによる。

(事務の所管)

第13条 この取扱要領に関する事務は、研究推進部が所管する。

(改廃)

第14条 この取扱要領の改廃は、総合学術研究推進委員会の審議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この取扱要領は、平成20年10月28日から施行する。

附 則（平成22年4月22日改正）

この取扱要領は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月10日改正）

この取扱要領は、平成27年3月26日から施行する。

附 則（平成30年2月1日規程第1132号）

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月5日改正）

この取扱要領は、平成30年7月5日から施行する。

附 則（令和4年2月28日改正）

この取扱要領は、令和4年2月28日から施行する。

附 則（令和5年3月2日規程第1449号）

この取扱要領は、令和5年4月1日から施行する。